

## 第 II 期「公的統計の整備に関する基本的な計画」の概要 —統計教育を中心として—

独立行政法人統計センター 総務部経営企画室 課長代理 赤谷 俊彦

### 1. はじめに

統計法（平成 19 年法律第 53 号）の全面的な改正に伴い、同法第 4 条の規定に基づき「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、公的統計の整備に関する施策が総合的かつ計画的に推進されている。

本報告では、平成 26 年 3 月 25 日に閣議決定された基本計画（以下「第 II 期基本計画」という。）における統計教育に関する内容について紹介する。

### 2. 基本計画における統計教育の位置づけの変遷

第 I 期基本計画（計画期間は平成 21 年度～25 年度の 5 年間）においては、統計教育の充実について、その議論の出発点を「近年の個人情報保護意識や企業の情報管理意識の高まりに伴う統計調査への協力姿勢の変化」としている。その上で、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に正しく理解してもらうことが重要であると、統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充に関する各種施策を実施するよう言及されている。

これに対し、第 II 期基本計画は、第 I 期基本計画に掲げられた目的を踏襲しつつも、学習指導要領の改訂等を受けた実際の教育現場における具体的な指導方法の策定に対する支援等にも重点を置いており、統計教育に係る環境整備により包括的かつ具体的な施策を講ずるべきとの立場をとっている。

### 3. 第 II 期基本計画における統計教育関係の記載内容

第 II 期基本計画においては、各府省が、地方公共団体の協力も得て、統計データを用いた実践的授業の推進を図るとともに、教育関係団体等とも連携し、適切な教材の作成及び提供等を実施することとされている。さらに、教員等を対象とした研修の拡充や、教育関係者のニーズに応じた研修内容の充実等の取組を進めることについても言及されている。

また、大学生、社会人等に対しては、統計に対する理解及び関心を深めるため、広く活用可能なマイクロデータ<sup>(注1)</sup>の作成及び提供も必要となっている。これを受け、広く一般に提供可能な「一般用マイクロデータ（仮称）」<sup>(注2)</sup>について、提供に向けた取組を推進するとともに、その取組状況の情報共有を通じて、各府省の取組を促進することも併せて言及されている。

（注 1）集計していない個票形式のデータ

（注 2）集計表から作成するなど、調査票情報を直接的に用いない方法により作成する擬似的なマイクロデータ

### 参考文献

[1] 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）

[2] 独立行政法人統計センター「教育用擬似マイクロデータの開発とその利用 ～平成 16 年全国消費実態調査を例として～」（平成 24 年 7 月 製表技術参考資料 16）